

守口市コミュニティセンター複写機及び印刷機利用事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守口市エリアコミュニティセンター及び守口市地区コミュニティセンター（以下「センター」という。）に設置する複写機及び印刷機（以下「複写機等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 複写機等を利用できる時間は、守口市コミュニティセンター条例施行規則（平成28年守口市規則第20号）第3条に規定する休館日を除く全ての日の午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

(利用申込)

第3条 複写機等を利用する者（以下「利用者」という。）は、複写機等利用申請書を提出するとともに、複写資料又は印刷資料をセンターの職員に提示し、その利用を申し込まなければならない。

2 印刷機の利用者は、印刷用紙を持参しなければならない。

(利用者の範囲)

第4条 印刷機の利用者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 地域コミュニティ協議会の代表者
- (2) センター定期使用登録団体の代表者
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) その他市長が特に必要があると認める者

(費用)

第5条 利用者（前条第1号及び第3号に規定する者を除く。）は、複写機等の利用に要する実費として、次の各号に掲げる複写機等の区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。

- (1) 複写機 1枚につき10円（職員が操作するときは、20円）
- (2) 印刷機 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 製版紙 1枚につき40円
 - イ インク 印刷物50枚（その枚数に50枚未満の端数が生じたときは、50枚）につき50円

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月28日から施行する。